

女川町地域福祉センター内施設貸付け公募要項

(目的)

女川町地域福祉センター条例(平成31年女川町条例第12号)第4条に規定する事業を行うことができる事業者を公募し、町民の福祉の増進に資することを目的とし、女川町財務規則(昭和50年女川町規則第12号)第139条の規定に基づき公募する。

(公募方法)

町広報誌及び町公式ホームページへの掲載

(公募期間)

令和6年2月1日(木)から2月16日(金)まで

(公募施設)

施設名：女川町地域福祉センター

所在地：女川町鷺神浜字堀切山107番地17

旧司法書士事務所 24.01 m²

旧司法書士相談室 8.14 m²

(貸付条件)

イ 事業者

女川町地域福祉センター条例(平成31年女川町条例第12号)第4条に規定する事業のうち、下記事業を行う事業者であること。

- ・社会福祉事業
- ・福祉相談事業
- ・権利擁護事業
- ・その他福祉増進に関する事業

ロ 貸付料

財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年女川町条例第11号)第8条の規定に基づき、無償とする。

ハ 施設管理負担金

貸付した施設の面積に応じて施設管理負担金を納入すること。

ニ 光熱水費

貸付した施設の面積に応じて光熱水費を負担すること。

ホ 貸付期間

女川町財務規則(昭和50年女川町規則第12号)第142条第5項の規定内とし、3年以内とする。

ヘ 原状回復義務

貸付期間を終了したときは、貸付した施設及び設備の原状回復をすること。

(申込み方法等)

貸付申込書に必要事項を記入のうえ公募期間内に提出すること

提出場所：女川町役場 健康福祉課 地域福祉センター管理係（役場庁舎1階2番窓口）

受付時間：午前9時から午後4時まで（土日除く）

(貸付予定施設の見学)

見学期間：令和6年2月1日（木）から2月7日（水）まで

見学時間：午前9時から午後4時まで（土日除く）

見学場所：女川町地域福祉センター

事前予約：見学希望日前日まで健康福祉課地域福祉センター管理係まで予約すること。

(質疑の受付)

受付期間：令和6年2月8日（木）から2月13日（火）まで

受付時間：午前9時から午後4時まで（土日祝除く）

受付方法：FAXのみ受付とする。

(質疑の回答)

回答方法：令和6年2月14日（水）にFAXにより質疑者へのみ回答する。

(選定方法)

女川町地域福祉センター条例第4条に規定する事業を行う事業者であることを前提に、提出書類を審査のうえ選定する。

(選定結果)

イ 選定結果は、書面により通知する。

ロ 審査結果に対する異議申し立てには応じないものとする。

(担当課)

女川町役場 健康福祉課 地域福祉センター管理係

住所：〒986-2261 女川町女川一丁目1番地1

電話：0225-54-3131（内線122）

FAX：0225-53-5248